

店頭外国為替証拠金取引（マネックスFXプレミアム）に係るご注意

- 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。（注1）

※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。 お客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、コールセンター（0120-911-440（通話料無料））までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注2）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005

（注1）ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前1年間に、2以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ・外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

（注2）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

（平成26年9月）

CKB_MFX_3.0

店頭外国為替証拠金取引(マネックスFXプレミアム)に係る契約締結前交付 書面

■ 店頭外国為替証拠金取引説明書	・・・	2
店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	・・・	3
店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて	・・・	4
店頭外国為替証拠金取引のリスクについて	・・・	9
店頭外国為替証拠金取引の手続きについて	・・・	10
店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	・・・	11
当社の概要	・・・	14
店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語	・・・	15
■ 告知書	・・・	17

マネックス証券株式会社

金融商品取引業者

登録番号 関東財務局長(金商)第165号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会

店頭外国為替証拠金取引説明書

店頭外国為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解ください。

外国為替市場は、経済環境や通貨の需給関係などにより常に変動しています。店頭外国為替証拠金取引は、比較的少額の資金で高いレバレッジにより多額の取引を行うことができることから、外国為替相場の変動によっては、損失を被るリスクがあります。また、その損失はお客様が預入れられた取引証拠金の額だけに限定されないことがあります。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目 次

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	3
店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて	4
・ 取引の方法	4
・ 証拠金	6
・ 益金に係る税金	8
店頭外国為替証拠金取引のリスクについて	9
店頭外国為替証拠金取引の手続きについて	10
店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	11
当社の概要	14
店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語	15

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

相場状況の急変により、ビッド価格とオファー価格のスプレッド幅が広くなったり、意図した取引ができない可能性があります。

取引システム又は当社およびお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

取引手数料は無料です。

お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。

当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。

- ・バークレイズ銀行(銀行業:英金融行為監督機構及び英健全性規制機構による監督)
- ・ゴールドマン・サックス・インターナショナル(金融商品取引業:英金融行為監督機構及び英健全性規制機構による監督)
- ・ユービーエス・エイ・ジー銀行(銀行業:スイス連邦銀行委員会による監督)
- ・ドイツ銀行(銀行業:ドイツ連邦金融監督局による監督)
- ・シティバンク・エヌ・エイ(銀行業:米国通貨監督庁ならびに英金融行為監督機構及び英健全性規制機構による監督)
- ・ルーシッド・マーケットツ(金融商品取引業:英金融行為監督機構及び英健全性規制機構による監督)
- ・オランダ・コーポレーション(金融商品取引業:米国先物協会による監督)
- ・インターバンクエフエックス・エルエルシー(金融商品取引業:米国先物協会による監督)
- ・株式会社みずほ銀行(銀行業:日本の金融庁による監督)
- ・モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー(金融商品取引業:英金融行為監督機構及び英健全性規制機構による監督)

なお、当社はお客様からのご注文をすべて「店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について」に掲げるカバー取引先となる金融機関等とカバー取引するため、カバー取引先の信用状況によってはカバー取引が執行されないこと等によりお客様が損失を被る恐れがあります。

お客様から預託された証拠金は、三井住友信託銀行株式会社又は日証金信託銀行株式会社における金銭信託により、当社の自己資金とは区分して管理しております。

店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

はじめに

当社による店頭外国為替証拠金取引(以下、「本取引」といいます)は、金融商品取引法その他の関係法令および一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。またお客様が本取引を行うにあたっては、「店頭外国為替証拠金取引約款」および「店頭外国為替証拠金取引規定」その他当社が提示する取引に関する規則等にご同意いただき、本取引のリスクを十分に理解し、お客様の判断と責任において本取引を行うものとしします。

1.取引の方法

当社が取扱う本取引の取引内容は以下の通りです。

(1) 取扱い通貨ペア

お取引できる通貨ペアは以下の13通りです。取引の対象となる通貨は、各ペアの左側に表示される通貨で、取引通貨とも言います。右側に表示されている通貨を変動通貨といい、取引通貨の価格や損益は変動通貨の数値で示されます。

[対円のペア]

- | | | |
|------------------------|----------------------|----------------------|
| ①米ドル/円(USD/JPY) | ⑤英ポンド/円(GBP/JPY) | ⑨香港ドル/円(HKD/JPY) |
| ②ユーロ/円(EUR/JPY) | ⑥スイスフラン/円(CHF/JPY) | ⑩南アフリカランド/円(ZAR/JPY) |
| ③豪ドル/円(AUD/JPY) | ⑦加ドル/円(CAD/JPY) | |
| ④ニュージーランドドル/円(NZD/JPY) | ⑧シンガポールドル/円(SGD/JPY) | |

[対ドルのペア]

- ⑪ユーロ/米ドル(EUR/USD)
- ⑫英ポンド/米ドル(GBP/USD)
- ⑬豪ドル/米ドル(AUD/USD)

(2) 取引単位と1回の取引の限度額

- ①取引単位は1千取引通貨となります。
- ②1回の取引は当社が定める限度額の範囲内とします。1回の取引の限度額については、当社ウェブサイトの商品のご案内にてご確認ください。

(3) 最大建玉数量

最大建玉数量は当社が定める限度額の範囲内とします。最大建玉数量は、当社ウェブサイトの商品のご案内にてご確認ください。

(4) 変動最小単位(呼び値)

変動通貨の最小変動幅(呼び値)は、各通貨ペア共に最小桁の「1」です。この変動最小単位のことをポイントともいいます。

- ①変動通貨が日本円の場合
呼び値は0.001円(0.1銭)で、1,000取引通貨単位につき1円の変動に相当します。
- ②変動通貨が米ドルの場合
呼び値は0.00001米ドルで、1,000取引通貨単位につき0.01米ドル(1セント)の変動に相当します。

(5) 提示価格の決定方法

当社は通貨ペアごとに(お客様の)買値(オファー価格又はASKといいます)と(同)売値(ビッド価格又はBIDといいます)を同時に提示します。通常、その売値と買値には差(スプレッドといいます)があり、同じ価格ではなくオファー価格(ASK)はビッド価格(BID)より高く設定されます。また、相場急変時等には、スプレッドが拡大することがあります。お客様は買値で取引通貨を買い付け、売値で売り付けることで取引を成立させることができます。買値や売値は、当社が、当社のカバー取引先となる金融機関等が提示する価格を参考に提示します。当社は1,000通貨から取引が始められ、一注文あたりの取引数量に応じてスプレッドが変わる仕組みを導入しております。なお、市場の流動性が著しく低下している等の事由により、当社のカバー取引先となる金融機関等からの価格の提示がない場合等、取引時間内であっても、当社は価格の提示をしないことがあります。この場合、お客様はお取引できない可能性があります。

(6) 注文の種類

新しく建玉を建てる注文を「新規注文」と呼び、売り・買いのいずれからでも新規の建玉を建てるすることができます。また、建玉を反対売買または現物受渡しすることで決済する注文を「決済注文」と呼びます。お客様は以下の種類の注文を行うことができます。

① ストリーミング注文

ストリーミング注文とは、特定の画面に表示されるレートを基に、注文ボタンを押下した時の表示レートで取引を成立させる注文方法です。レートを表示してからボタンを押下するまでに当社が定める時間を経過した場合、注文は受け付けられません。また、当社システムが注文を認識した時点の市場実勢レートと注文ボタンを押下した時の表示レートが当社が定める値以上乖離している場合も、注文は受け付けられません。

② 成行(なりゆき)注文

売買価格を指定せず、通貨ペア、注文数量、売買の別のみを指定する注文方法です。お客様の注文を当社システムで受け付け、約定処理を行う時点の提示価格で約定します。そのため、お客様の発注時に取引画面に表示されている価格と実際の約定価格との間に差が生じている場合があります。当該価格差は、お客様端末と当社システム間の通信及び当社システムがお客様の注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過に伴い発生するものです。当該価格差は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。また、当社が定める数量を超えた成行注文の場合、市場の流動性が著しく低下している場合、および当社のカバー取引先となる金融機関等からの価格の提示が乏しい場合等は、提示価格がない間でも約定することや、約定時点の提示価格と異なる価格で約定することがあります。なお、約定価格は約定時点の提示価格より有利になる場合もあれば不利になる場合もあります。

③ 指値(さしね)注文

売買価格を指定する(指値する)注文方法です。買注文では提示価格が指値以下となった場合、売注文では指値以上となった場合に、指値価格で取引が成立します。また、指値どおりの価格で約定するため、相場急変時等、提示価格と異なる場合があります。

なお、当該注文が約定となる時点で、約定後の実効証拠金が総必要証拠金を充足していない場合、当該注文は約定とならず、システムにより取消されます。

④ 逆指値注文(ストップオーダー)

注文時点の提示価格よりもお客様に不利な価格(例:買い注文の場合には注文時点の提示価格より高い)を指定する注文方法です。トリガー価格(逆指値価格)が到達した時点の提示価格で約定します。そのため、トリガー価格と実際の約定価格との間に差が生じている場合があり、約定価格はお客様が指定したトリガー価格よりも不利になることがあります。

なお、当該注文が約定となる時点で、約定後の実効証拠金が総必要証拠金を充足していない場合、当該注文は約定とならず、システムにより取消されます。

⑤ IFD(イフダン)注文

新規の指値注文又は逆指値注文を出すと同時に、その新規注文(一次注文)が約定された場合に有効となる決済注文(二次注文)を、新規注文とセットで出す複合注文方式です。

⑥ OCO注文

2つの注文を同時に発注し、どちらか一方の注文が約定された場合には、約定していない他方の注文が自動的に取消される複合注文方法です。

OCO注文は新規注文、決済注文いずれも利用可能です。

⑦ IFD・OCO注文

新規の注文を発注する際に、当該新規注文(一次注文)による建玉の決済注文(二次注文)としてOCO注文をセットで同時に発注する複合注文方法です。

⑧ トレール注文

逆指値注文に値幅指定機能を付加した注文方法です。相場の上昇幅、又は下落幅に合わせて、指定した値幅で有利な方向に逆指値価格が自動的に更新されます。

⑨ 一括決済注文

建玉を一括して決済する注文方法で、次の2通りの方法があります。

・すべての建玉を一括して決済する注文方法

全建玉の決済注文を成行で発注します。別に未約定の決済注文があった場合には、その未約定の決済注文は自動的にすべて取消されます。

・特定の建玉の一括決済注文

同一通貨ペア、同一売買区分の複数の建玉の決済注文を、まとめて成行で発注します。別に未約定の決済注文があった場合には、その未約定の決済注文は自動的に取消されます。

⑩ トータルコントロール(損益確定一括決済注文)

トータルコントロールとは、お客様の口座ごとにお客様があらかじめ目的とする損益の上限(以下「目標損益額」)や下限(以下「目標撤退額」)を設定し、評価損益額が設定した値に到達した場合、システムにて自動的に保有している全建玉の決済注文を成行で発注する機能です。お客様は上昇した場合の額を「目標損益額」として、下落した場合の額を「目標撤退額」として、双方ご設定いただけます。「目標損益額」は設定時点の評価損益額より大きい値を、「目標撤退額」は設定時点の評価損益額より小さい値を設定する必要があります。「目標撤退額」に達する前に「証拠金維持率」が自動ロスカット水準に達した場合は、自動ロスカット注文が執行されます。なお、目標額設定後に一部の建玉の決済やデリバリーを行った場合は、以下の方式にて当該建玉による確定損益の額を目標設定額(損益額・撤退額ともに)に加減します。

・決済等により益が発生した場合:「目標設定額」-「確定決済益の額」

・決済等により損が発生した場合:「目標設定額」+「確定決済損の額」

(双方とも手数料は含みません)

トータルコントロールは、お客様が設定した目標損益額及び目標撤退額を保証するものではなく、相場の状況等によっては約定価格が目標損益額及び目標撤退額から大きくかい離することがあります。当社は「目標損益額」及び「目標撤退額」観測を一定の間隔で行いますが観測期間中に相場は変動していますので、観測時点と次の観測時点の間に一旦目標設定額に到達しても観測時点で目標到達額に達していなければ、一括決済注文は発注されません。

(7) オープンレート

オープンレートとは取引開始後の最初の提示価格のことをいいます。マネックスFXプレミアムでは月曜日は7:00、火曜日～金曜日は7:10(米国夏時間適用期間は6:10)から取引開始となります。

お客様が指定していた注文価格にオープンレートが達した場合、指値及び逆指値注文は、オープンレートで約定します。

(8) 注文の有効期限

注文の有効期限の種類は以下の通りで、お客様は発注にあたりこれらのいずれかを選択することができます。

① 当日(DAY)

日本時間午前6:55(米国夏時間の期間は午前5:55)まで有効な注文です。

② 週末(WEEK)

注文日が属する週の土曜日の日本時間午前6:55(米国夏時間の期間は午前5:55)まで有効な注文です。

③ 無期限(GTC)

期限に定めがなく、取消しをしない限り無期限の有効である注文です。ただし、システムの問題等により、完全に無期限とならない場合があります。

④ 日時指定

注文の有効期限を指定する注文です。指定は、「年、月、日、時、分」の単位まで可能です。

(9) 注文の取消・訂正

① 注文取消

お客様の注文は、当該注文の約定の前であれば取消することができます(ログイン停止時間は除きます)。約定した後の注文は取消することはできません。なお、OCO注文の取消を行った場合、指値注文と逆指値注文の双方が取消されます。どちらか一方の注文だけの取消はできません。また、新規注文が未約定であるIFD注文及びIFD・OCO注文の取消を行う場合、新規注文と決済注文の双方が取消されます。

② 注文の訂正

指値注文または逆指値注文(IFD注文、OCO注文、IFD・OCO注文を構成している注文を含む)の「注文価格」及び「注文の有効期限」は、その注文が約定前であれば訂正することが可能です(ログイン停止時間は除きます)。

(10) レバレッジ

売買に必要な資金の一部を証拠金として預け、それを担保としたうえで、その数倍から数十倍の価値の外貨を売買することをレバレッジ効果といい、この担保である証拠金に対する実際の総約定価格の倍率がレバレッジとなります。

(11) 決済の方法

建玉の決済は、次の二つの方法により行われます。

①差金決済

建玉を反対売買(売戻しや買戻し)することにより発生した損益を清算する決済方法です。決済は、次の計算式によって算出した差損益等を授受することにより清算されます。

・(売価格-買価格)×取引数量+累積スワップポイント損益

②現物受渡決済(デリバリー)

建玉の決済を「差金決済」とはせず、取引対象通貨の「現物受渡決済(デリバリー)」とする場合については、買建玉については、取引通貨の買付代金全額を支払うことにより決済します。売建玉については、売付けた取引通貨の全額を支払うことにより決済します。現物受渡決済は、取引ごとの全建玉数量が対象となり、一取引の建玉数量のうち、一部の数量だけを現物受渡決済することはできません。受渡日は、原則として決済取引約定日の翌々営業日となります。なお、現物受渡決済を行う場合には、受渡しのための当該通貨預金口座が必要となります。現物受渡決済の手数料について、米ドル、ユーロ、日本円の場合は1千通貨単位につき200円(日本円での支払いのみ)です。その他の通貨の場合は当社所定の料率により徴収いたします。また、外貨の送金手数料はお客様負担となります(外貨の送金先は国内のみとさせていただきます)。決済は、次の計算式によって算出した金額を授受することにより清算されます。

建玉の価格×取引数量(※)-デリバリー手数料

※スワップポイントはデリバリー取引約定時点の受渡代金には充当されません(受渡日に預入証拠金に加減算されます)。

(12) 建玉のロールオーバー(繰越し)

お客様が、建玉を取引営業日(※)当日中に決済しない場合、当未決済建玉はニューヨーク時間の17:00で、毎営業日、自動的に翌営業日へロールオーバー(繰越)されます。

※営業日は各国の休日の関係で、一部異なる場合があります。

(13) スワップポイント

建玉のロールオーバーは、実質的には売付けた通貨を借入れ、買付けた通貨を預入れることになるので、その借入れ金利と預入れ金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受します。

二つの通貨のうち、より高金利の通貨を買付けている場合は、スワップポイントをお客様が受取り、逆に低金利の通貨を買付けている場合は、お客様が支払うこととなります。なお、同じ通貨の組み合わせについてのスワップポイントは、お客様が受け取る場合の方が、お客様が支払う場合よりも小さくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。

(14) 自動ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、お客様の建玉を強制的に決済いたします。(「ロスカットルール」といいます。詳しくは、「2.証拠金」の「[5]自動ロスカット等の取扱い」をご参照ください。)

自動ロスカットは建玉を成行で反対売買することにより決済するため、ロスカット判定時の提示価格で約定する保証はありません。相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。また、当社が定める数量を超えた自動ロスカット注文の場合、市場の流動性が著しく低下している場合、および当社のカバー取引先となる金融機関等からの価格の提示が乏しい場合等は、提示価格がない間でも約定することや、約定時点の提示価格と異なる価格で約定することがあります。なお、約定価格は約定時点の提示価格より有利になる場合もあれば不利になる場合もあります。

(15) 受渡日

未決済の建玉を決済した場合の決済日は、原則として、当該決済取引を執行した日の翌々営業日(T+2)とします。ただし、当該翌々営業日が通貨組合せの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場又は米国市場に共通する翌営業日とします。

(16) 決済期日

決済期日の指定はありません。お客様が建玉を決済しない限り、日々ロールオーバーされます。

(17) 発注方法

インターネット上の当社の取引システムでご注文をお受けします。

(注)携帯電話でのインターネット接続の場合、一部の機種ではご利用いただけません。

(18) 取引時間等

お取引時間帯およびログイン可能時間帯は、当社の定める時間帯とします。「店頭外国為替証拠金取引規定」などでご確認ください。

(19) 手数料

当社の手数料については、「店頭外国為替証拠金取引の手続きについて」をご確認ください。

2.証拠金

(1) 証拠金の預入れ

① 本取引の証拠金は、日本円、ユーロ、米ドルでの預入れが可能です。いずれも当社が指定する銀行口座へ振込んでいただきます。有価証券、小切手等での預入れはできません。

② 本取引の注文をするときおよび法令に定められた営業日ごとの一定の時刻における証拠金維持率((実効証拠金÷建玉必要証拠金)×100)判定時(以下、「証拠金維持率判定時刻」といいます)においては、注文方法に関わらず、事前に当社が定める額以上の証拠金(建玉必要証拠金)が、口座に預入れられている必要があります。

証拠金維持率判定時刻において、法令に基づき当社の定める証拠金維持率に不足すると判定された場合には、その不足額判定が行われた当日(当日が銀行休業日の場合は翌銀行営業日)の18:00までに、不足額を解消していただく必要があります。なお、不足額を解消していただく期限は、クリスマス、年末年始前後の取引時間の変更等により変更することがあります。

・まず、未約定の新規注文がある場合、すべて自動的に取消されます。

・それでも証拠金不足額が解消されない場合、次のいずれかの方法((i)、(ii)の組合せも可能です)により不足額を解消していただく必要があります。

(i) 不足額を入金する。

(ii) 未決済建玉の一部または全部を決済する。建玉を決済することで不足額解消を行う場合は、決済対象建玉について前営業日のクローズレートで算定される建玉必要証拠金が不足額解消に充てられます。

ただし、法人のお客様のお取引については証拠金維持率判定の対象外となります。

追加証拠金が所定の日時までに充当されない場合、当社は、当社の任意によりお客様の計算でお客様の建玉を成行で反対売買することにより決済いたします。この場合でも、ロスカットルールによる自動ロスカットと同様に、相場が急激に変動した場合には、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。また、当社が定める数量を超えた決済注文が発生した場合、市場の流動性が著しく低下している場合、および当社のカバー取引先となる金融機関等からの価格の提示が乏しい場合等は、提示価格がない間でも約定することや、約定時点の提示価格とは異なる価格で約定することがあります。なお、約定価格は提示価格より有利になる場合もあれば不利になる場合もあります。

(2) 証拠金必要額

注文及び建玉必要証拠金は、想定元本に以下の証拠金率を乗じた額です。

レバレッジ	1倍	2倍	5倍	10倍	25倍	50倍※	100倍※
証拠金率	100%	50%	20%	10%	4%	2%	1%

※ 50倍、100倍については法人のお客様のみ適用されます。

なお、法人のお客様の南アフリカランド/円、香港ドル/円については証拠金率が4%となります。

※ただし、同一通貨ペアの両建てとなる建玉に関しては、通貨ペアごと売買別に必要な必要証拠金額の売りと買いを比較して大きい額を当該通貨ペアに対する証拠金必要額とします。

(3) 証拠金の管理方法

当社は、お客様が当社に預託された証拠金について、円貨、外貨(円換算後)ともに三井住友信託銀行株式会社又は日証信託銀行株式会社における顧客区分管理信託として、当社の固有財産とは区分して管理します。

※区分管理は、お客様からお預かりした資産を保全することを目的としており、店頭外国為替証拠金取引の元本を保証するものではありません。区分管理の対象となる証拠金等は、お客様が預託された証拠金にお客様の計算に属する実現損益、評価損益[スワップ損益を含む]、入出金予定額等を加減算した金額となります。

(4) 為替およびスワップポイント評価損益の取扱い

値洗いの結果算出される為替の評価損益および、建玉のロールオーバーで発生するスワップポイント評価損益は、証拠金にそれぞれ評価損益として加算または減算されます。

(5) 自動ロスカット等の取扱い

① 自動ロスカット(「ロスカットルール」)

証拠金維持率が設定されている率以下に達した場合、それ以上の損失拡大を防止するために、お客様の注文および建玉は次のような取扱いとなります。

・まず、新規の未約定注文が、すべて強制的に取消されます。

・それでも証拠金維持率が設定されている率以下となっている場合、「自動ロスカット」となり、すべての建玉は成行で反対売買することにより決済されます。

② プレアラート及びアラートについて

証拠金維持率が設定されている率以下に達した場合、プレアラート及びアラートとして当社所定の方法でその旨をご連絡します。

③ 自動ロスカット等の証拠金維持率の設定について

口座開設時は、自動ロスカット率50%、アラート70%、プレアラート90%に設定されています。ただし、お客様は、下表の自動ロスカット等の証拠金維持率とする組合せから、いずれか一組を指定して変更することができます。

	法人のお客様						
	個人のお客様						
レバレッジ	1倍	2倍	5倍	10倍	25倍	50倍	100倍
証拠金維持率アラート	適用なし			50%未満	120%未満	適用なし	
証拠金維持率判定	自動ロスカット適用			40%未満	100%未満	適用なし	
プレアラート	70%以下,80%以下,90%以下,100%以下,120%以下,180%以下					120%以下,180%以下	
アラート	50%以下,60%以下,70%以下,80%以下,90%以下,130%以下					90%以下,130%以下	
自動ロスカット	30%以下,40%以下,50%以下,60%以下,70%以下,100%以下					70%以下,100%以下	

※建玉を維持したまま自動ロスカット率を変更する場合、指定した証拠金維持率に満たない場合は変更できません。

(6) 証拠金の返還

お客様が預入れている証拠金は、建玉や注文を維持するのに必要な証拠金額を差引いた後の金額(出金可能額)の範囲内で、一定の条件を満たす場合には、いつでも出金請求することができます。ただし、自動コンバージョンが適用された場合、自動コンバージョンが完了するまでの間は出金請求ができません。お客様が出金請求を行い当社がお振込みの手続きをした後、お客様の銀行口座に着金するまでに一定の日数を要する場合があります。また、送金から着金までに要する日数は、お振込み先の取扱銀行によって異なります。

① 証拠金が日本円の場合

毎営業日、当日午後3:00までに当社で確認できたお客様の証拠金返還請求については翌営業日に、また当日午後3:00以降に確認できたお客様の証拠金返還請求については翌々営業日に、それぞれお客様の届出銀行口座へのお振込みの手続きを行います。

② 証拠金が外貨の場合

毎営業日、当日午後3:00までに当社で確認できたお客様の証拠金返還請求については4営業日後に、また当日午後3:00以降に確認できたお客様の証拠金返還請求については5営業日後に、それぞれお客様の届出銀行口座へのお振込みの手続きを行います。

※自動コンバージョンとは、前営業日のニューヨーク取引終了時間において、通貨別預入証拠金のいずれかの通貨に不足金が生じると判明した場合、当社はその不足金を解消するために、受渡日当日の営業日の日本時間午前10:00におけるコンバージョンレートによって、自動的に両替取引(コンバージョン)を行います。

※ニューヨーク取引終了時間に相当する日本時間は、当社の場合午前6:55(米国が夏時間の場合は午前5:55)です。

※お客様からの証拠金の返還請求は、お客様が取引システムに入力する方法、または電話でその旨を指示する方法により行うものとします。

(7) 金融商品取引業者等の業務又は財産の状況の変化による損失のおそれ

当社、カバー取引先又はお客様資金の預託先の業務又は財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様資金の返還が困難になることで、損失が生じるおそれがあります。

3. 益金に係る税金

個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金(売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税×2.1%(復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。)、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

店頭外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等の詳細につきましては、当社が交付する「店頭外国為替証拠金取引約款」および「店頭外国為替証拠金取引規定」その他の説明書をお読みください。

店頭外国為替証拠金取引のリスクについて

外国為替相場は、経済環境や需給関係などにより常に変動しています。店頭外国為替証拠金取引は、比較的少額の資金で高いレバレッジにより多額の取引を行うことができることから、外国為替相場の変動によっては、損失を被るリスクがあります。また、その損失はお客様が預入れられた取引証拠金の額だけに限定されないことがあります。

お客様が取引を開始されるにあたっては、下記内容をお読みいただき、元本が保証された取引ではなく、また利益が確定された取引ではないことを十分にご理解いただき、お客様のお取引目的や財産状況等の観点から、お取引が適切であるか否かについてご判断いただきますようお願いいたします。

1.価格変動リスク

外国為替相場は常に変動しており、短期間に大きく変動する場合があります。相場がお客様の思惑とは異なる方向へ動いた場合には、損失を被るリスクがあります。また、その損失額はお客様が当社に預託された証拠金額を超える可能性もあり、その場合には、預託された証拠金の他に、さらなる追加清算金のご負担をしていただくことになる可能性もあります。

2.レバレッジ効果によるリスク

店頭外国為替証拠金取引は、小額の資金(証拠金)で大きな額の取引ができるレバレッジ効果によって多大な利益を得ることが可能な反面、大きな損失を被る恐れもあります。その損失額はお客様が当社に預託された証拠金額を超える可能性もあります。

3.スワップポイントに関するリスク

店頭外国為替証拠金取引は決済期限が設けられておらず、未決済建玉については、想定受渡日を毎営業日、自動的に1営業日延長しています。未決済建玉の売り買いには、その通貨が持っている金利差(スワップ金利)があり、2つの通貨のうち高金利通貨の方を売建てした場合には、当該スワップ金利はお客様の支払いとなります。また、売買ともに支払いとなることもあります。この場合、通貨の金利差調整額(スワップポイント)は、お客様の評価損額として計上いたします。また、スワップ金利は、当該通貨それぞれの短期金利によって決定され、日々変動しています。場合によっては、2つの通貨の金利水準がお取引の途中で逆転することもあります。

4.自動ロスカットのリスク

外国為替相場の変動等により、お客様の未決済建玉に評価損が発生し、取引証拠金から当該評価損額を差引いた額が、維持すべき証拠金額(証拠金維持率は設定された自動ロスカット率以下となった場合、未決済建玉のすべてが自動的に反対売買されることにより、決済されます。相場状況等によっては、その損失額がお客様の預入れた証拠金額を超える可能性があります。

5.強制決済のリスク

営業日ごとの一定の時刻における証拠金維持率判定時に、法令に基づき当社の定める証拠金維持率に不足すると判定され、当社の定める期限までに当該不足額が解消されない場合、未決済建玉のすべてが反対売買により強制的に決済されます。

ただし、法人のお客様のお取引については強制決済の対象外となります。

6.逆指値注文のリスク

逆指値注文は、外国為替相場が急激に変動した場合などの状況においては、お客様が指定された価格から大きく乖離して約定されることがあります。このため、損失を限定させるために行われた逆指値注文は、必ずしも損失を想定した額の範囲に留められるとは限らず、意図しないお客様の損失となる可能性があります。相場状況等によっては、その損失額がお客様の預入れた証拠金額を超える可能性があります。

7.流動性リスク

外国為替市場において、取引高が少ないことから決済のための売戻しや買戻しが行えないことにより発生するリスクです。お取引する通貨固有の流動性に加え、主要国の休日や、天変地異、戦争やテロ、政変、政府による外国為替管理政策の変更などが、その原因になり得ます。

8.信用リスク

お客様がお取引される店頭外国為替証拠金取引は、お客様と当社との間で行われる相対取引(店頭金融先物取引)です。このため、当社の信用状況によってはお客様が損失を被る危険性があります。ただし、お客様が当社に預託された証拠金およびお客様の計算に帰属する金銭等は、当社の固有財産とは区分して管理されることにより、お客様の資産が保全されるように図られています。

9.カバー取引先のリスク

当社はお客様からのご注文をすべて「店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について」に掲げるカバー取引先となる金融機関等とカバー取引するため、カバー取引先の信用状況によってはカバー取引が執行されないこと等によりお客様が損失を被る恐れがあります。

10.電子取引システムに関するリスク

お客様が電子取引システムを利用して取引される等の場合、以下のリスクに晒されます。

- ・お客様あるいは当社の通信機器や通信回線および当社の電子取引システム、情報配信の障害等により、一定期間において、お客様のお取引が困難あるいは不可能になる可能性があります。
- ・お客様が電子取引システムへの入力を誤った場合、お客様の意図とは異なった取引が成立する可能性があります。
- ・当社から配信される外国為替レートその他の情報が、何らかの原因で誤配あるいは遅配されることにより、実勢とは乖離したレートで約定される可能性、および約定が取消される可能性があります。
- ・電子取引システムに使用される口座番号やパスワード等が、窃盗、盗聴等により第三者に漏洩し、その第三者が悪用することによってお客様に損失が発生する可能性があります。

11.その他のリスク

上記のほか、以下のような要因でお客様が損失を被るか、あるいは将来に向けて不利な条件での取引となる可能性があります。なお、これらがすべてのリスクとは限りません。

- ・店頭外国為替証拠金取引に係る税制および関連法制度の変更等
- ・証拠金の額、手数料率、スワップ金利等の変更
- ・天変地異、戦争やテロ、政変、政府による外国為替管理政策の変更など

店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

1. 取引の開始

- (1) 本説明書及び「店頭外国為替証拠金取引約款・規定」(以下、「本説明書等」といいます)の交付(当社ウェブサイト上に掲載されているものを含みます)はじめに、当社から本説明書等が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨を確認書にてご同意ください。
- (2) 店頭外国為替証拠金取引口座の開設
店頭外国為替証拠金取引を行うにあたり、当社に店頭外国為替証拠金取引口座を開設する必要があります。当社のウェブサイト上にあるオンライン口座開設申込み画面に必要事項を入力し、確認書にご同意いただいたうえ、お申込みください。その際には必ず、お申込みが本人によるものである旨の確認が出来る書類(本人確認書類)をお送りください。
なお、口座を開設するには、一定以上の投資経験、知識、資力等が必要です。また、受渡決済を行う場合には、受渡しのための外貨預金口座が必要となります。
- (3) 口座開設審査と証拠金預入れ
当社は審査の上、お客様に口座開設完了通知を送付します。お客様は、お取引にあたっては事前に店頭外国為替証拠金取引口座に証拠金を預入れていただく必要があります。当社は、取引に必要な証拠金をお客様から受け入れたときは、受領金額を記載した「取引報告書及び残高報告書兼入金確認書」を交付します。
※当社では、お客様の適合性に照らして、口座開設をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

2. 注文の指示事項

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示してください。注文は取引システム(インターネット)にて発注することができます。

- a. 注文する通貨の組合せ(通貨ペア)
- b. 新規取引又は決済取引の別
- c. 売付取引又は買付取引の別
- d. 注文数量
- e. 価格(指値又は成行)(指値には、当社が提示するオファー価格又はビッド価格に応じる場合を含みます。)
- f. 注文の有効期間
- g. その他の注文条件

3. 決済する建玉の指定

複数の建玉がある場合、決済取引(差金決済・現物受渡決済)で決済する建玉は、決済取引の注文時にお客様に指定していただきます。決済取引が成立した場合には、当該取引額が建玉額から差し引かれます。
お客様が建玉を指定して決済注文を発注しなかった場合は、新規取引の約定となり、同一の通貨組合せの売建玉と買建玉の同時保有(以下、「両建て」といいます)が生じることがあります。

なお、両建ては、お客様にとって、オファー価格(ASK)とビッド価格(BID)の差、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担すること等のデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。お客様はこれをご理解・ご考慮のうえ、ご判断ください(当社からお勧めするものではありません)。
※両建てをされている場合、売建玉、買建玉のうち、いずれか少なくとも一方の建玉に対して建玉必要証拠金を必要とするMAX方式で計算されます。

4. 取引状況の報告

- (1) 当社は、取引の内容および状況をご確認いただくため、次の報告書をお客様に交付します。
取引あるいは証拠金の入出金が行われた場合、当社は、一日分のこれら取引等をまとめて、取引内容、建玉、証拠金額等を記載した「取引報告書及び残高報告書兼入金確認書」を交付します。
- (2) 書面の電子交付
お客様が同意される場合、「取引報告書及び残高報告書兼入金確認書」は、当社取引システムの画面で閲覧する方法(電磁的方法による書面の交付)で日次交付します。この場合、原則として一般書面(紙)での交付は行いません。
- (3) 取引内容等の確認
当社から交付した「取引報告書及び残高報告書兼入金確認書」の内容は必ずご確認の上、記載内容に相違または疑義が万が一あった場合は、速やかに当社のお問い合わせ窓口へ直接ご照会ください。

5. 手数料

- (1) 当社の手数料は、次の通りとなっています。(当社が取扱う店頭外国為替証拠金取引は、通貨を売買の対象とし、受渡決済を取扱いますので、手数料に消費税は課税されません。)
 - ① インターネット取引
無料(各商品共通)
 - ② 現物受渡決済(デリバリー)
受渡対象通貨が米ドル、ユーロ、日本円の3通貨については1千通貨あたり200円(日本円での支払いのみ)を受渡手数料として別途徴収します。その他の通貨については、当社所定の料率により徴収します。
- (2) 手数料の徴収方法
当該取引日の翌々営業日に、お客様の本取引口座から引き落としします。

6. 電磁的方法による書面の交付

当社からの書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾する場合は、その旨書面又は電磁的方法による承諾をしてください。

店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者(当社)は、金融商品取引法により、顧客(お客様)を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又は顧客(お客様)のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為(以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。)に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

1. 店頭外国為替証拠金取引契約(顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下、同じです。)の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
2. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
3. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為(ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客(勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。)に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。)
4. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受けようとする意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
5. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けようとする意思を希望しない旨の意思を含みます。以下、同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
6. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
7. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
8. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

9. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
10. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
11. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
12. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
13. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
14. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
15. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
16. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
17. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
18. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
19. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合におい

て、当該契約を書面により締結しないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。)

20. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること
21. 通貨関連デリバティブ取引(店頭外国為替証拠金取引を含みます。22.において同じ。)につき、顧客が預託する証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官の定める額(想定元本の4%)に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
22. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官の定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- 23.顧客にとって不利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合)には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合)にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
- 24.顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること(顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。)
- 25.顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

当社の概要

- ・ 商号等 : マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 165 号
- ・ 本店所在地 : 〒102-0083 東京都千代田区麴町2-4-1
- ・ 設立 : 1999 年 5 月
- ・ 資本金 : 12,200 百万円
- ・ 主な事業 : 金融商品取引業
- ・ 加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・ 指定紛争解決機関: 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・ 連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
FX、先物、オプション、米国株ダイヤル: 0120-911-440(通話料無料)
03-6737-1668(携帯電話・PHS・一部 IP 電話)
Eメールアドレス : feedback@monex.co.jp

以 上
(平成 27 年 2 月)
KTM_MFX_7.0

店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

取引関連

売建玉(うりたてぎよく)

売付取引のうち決済が完了していないものをいいます。

売戻し(うりもどし)

買建玉の一部またはすべてを決済(手仕舞い)するために行う売付行為またはその取引で、売決済ともいいます。

買建玉(かいたてぎよく)

買付取引のうち決済が完了していないものをいいます。

買戻し(かいもどし)

売建玉の一部またはすべてを決済(手仕舞い)するために行う買付行為またはその取引で、買決済ともいいます。

オファー(Offer)

当社が顧客へ売り渡すことができるとして提示する取引通貨ペアの価格で、アスク(Ask)ともいいます。顧客が買いたい時に用いる買取引価格なので、当社では「買」という表記も使っています。

ビッド(Bid)

当社が顧客から買い受けることができるとして提示する取引通貨ペアの価格です。顧客が売りたい時に用いる売取引価格なので、当社では「売」という表現も使っています。

スプレッド(Spread)

オファーとビッドの価格差です。呼び値を1ポイントといますが、スプレッドはこのポイントで価格差を表現します。例えば対円通貨ペアで5ポイントスプレッドといえば、呼び値は0.1銭なのでオファーとビッドに0.5銭の価格差があることを意味します。

呼び値(よびね)

取引価格の最小変動1単位を意味し、1ポイントともいいます。対円通貨の呼び値は1000分の1円(=0.1銭)です。ユーロドルなど対米ドル通貨は、100,000分の1米ドルが呼び値(=0.00001米ドル)です。

スリッページ

顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。

カバー取引

当社が顧客を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行なう為替取引又は店頭外国為替証拠金取引といえます。

注文関連

指値注文(さしねちゅうもん)

将来において、現在の売買取引価格より安い価格で買いたい、あるいは高い価格で売りたい時に、現在の売買取引価格より有利な取引価格を指定する注文方法で、リミットオーダーともいいます。

逆指値注文(ぎやくさしねちゅうもん)

将来において、現在の売買取引価格より高い価格で買いたい、あるいは安い価格で売りたい時に、現在の売買取引価格より不利な取引価格を指定する注文方法で、ストップオーダーともいいます。相場が一方方向に変動した場合に、相場の流れに逆らわない様に新規にポジションを作るまたは決済する注文です。

トレール注文(トレールちゅうもん)

逆指値注文に値幅指定機能を付加した注文方法です。相場の上昇幅、または下落幅に合わせて、指定した値幅で逆指値注文が自動的に更新されます。

成行注文(なりゆきちゅうもん)

売買取引価格を指定せず、通貨ペア、注文数量、売買のみを指定する注文方法です。原則、顧客注文が発注され当社に注文が到達した時点の取引提示価格で約定しますが、当社が定める数量を超えた成行注文の場合、市場の流動性が著しく低下している場合、及び当社のカバー取引先となる金融機関等からの価格の提示が乏しい場合等は、提示価格がない間でも約定することや、約定時点の提示価格と異なる価格で約定することがあります。

IFD注文(イフダン)

新規の指値または逆指値の注文を発注する際に、当該新規注文(一次注文)による建玉の決済注文(二次注文)までをセットで同時に発注する、複合注文方法です。一次注文が約定して建玉ができない限り、二次注文は有効とはならず待機しています。二次注文は、一次注文の決済となるような指値または逆指値注文を指定します。

OCO注文(オーシーオー)

2つの注文を同時に発注し、どちらか一方の注文が約定した場合には、約定していない他方の注文が自動的に取消される複合注文方法です。

IFD・OCO注文(イフダン・オーシーオー)

新規の注文を発注する際に、当該新規注文(一次注文)による建玉の決済注文(二次注文)としてOCO注文をセットで同時に発注する、複合注文方法です。

両建て (りょうだて)

既存建玉の反対売買でありながら「決済」とはせずに、新規建玉として取引を成立させ、同一の通貨ペアにおいて、売建玉と買建玉が並存するポジションを作ること、またはそのような状態をいいます。(当社では両建てが可能ですがお勧めするものではありません。)

決済関連

差金決済 (さきんけつさい)

買建玉や売建玉に対して反対売買をすることでポジションを決済し、この決済による差損益を授受することで、清算をする方法をいいます。証拠金取引では、発生した差損益を証拠金に加減算します。

現物受渡決済 (げんぶつうけわたしけつさい)

買建玉や売建玉に対して、売り付けた通貨の実額を支払い、対価として買い付けた通貨の実額を受領して清算を完結する方法をいいます。デリバリーともいいます。証拠金取引では、売り付けた通貨の実額支払いの一部に証拠金を充当することが可能です。

損切り (そんぎり)

建玉の収益が将来的に見込めないと判断した場合などに、損失を確定することを目的として決済取引を行うことです。ロスカットともいいます。

自動ロスカット

お客様の建玉が含み持つ評価損失が設定された水準以下に達した場合、当社がおこなうお客様リスクの管理上、一定ルールの下でお客様の建玉を自動的に決済することです。

利食い (りぐい)

収益が確定することを目的として決済取引を行うことです。

ロールオーバー (Roll over)

店頭外国為替証拠金取引の未決済建玉を、同一取引日以内に反対売買によって決済取引を行わずに翌取引日へ繰越すことをいいます。通常は米国ニューヨーク現地時間17:00をもって取引営業日が翌日取引へと切り替わります。

スワップポイント (Swap Point)

店頭外国為替証拠金取引における建玉のロールオーバーは、当該営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れおよび買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じと考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰越された場合に、組み合わせ通貨間の金利差調整をするため、その差に基づき算出される額をスワップポイントといいます。二つの通貨のうち、より高金利の通貨を買付けている場合は、スワップポイントをお客様が受取り、逆により低金利の通貨を買付けている場合は、お客様のお支払いになります。ただし、より高金利の通貨を買付けていても、市場実勢等によってはスワップポイントをお客様が支払う場合があります。スワップポイントは、毎取引日の終了時点で評価損益に加算または差引きされるほか、決済取引の受渡日に、その合計額が証拠金に加減算されます。なお、同一通貨ペアにおいて、当社が提示するお客様が受取るスワップポイントとお客様が支払うスワップポイントには差があります。

一般用語

金融商品取引業者 (きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ)

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

店頭金融先物取引 (てんとうきんゆうさきものとりひき)

店頭外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行なわれる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。

デリバティブ取引 (でりばていぶとりひき)

その価格が取引対象の価値(数値)に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。

店頭デリバティブ取引 (てんとうでりばていぶとりひき)

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

店頭外国為替証拠金取引 (がいこくかわせしょうきんとりひき)

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

特定投資家 (とくていとうしか)

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

外国為替銀行間市場 (がいこくかわせぎんこうかんじょう)

外国為替の決済機関として存在する銀行と、高度な信用を持つ金融機関のみが参加する外国為替市場を指し、特定の取引所は存在しません。世界中の参加者が相対取引を前提に取引が行われています。インターバンク市場ともいいます。

証拠金 (しょうきん)

先物やオプション取引等の契約業務の履行を確保するために差し入れる金銭をいいます。証拠金には、取引成立の際に差し入れる必要証拠金と建玉について割り込むことができない維持証拠金の区分があります。

以上

告知書

私は、貴社におけるFX取引（外国為替証拠金取引）を行なうにあたり、所得税法 224 条の 5（先物取引の差金等決済をする者の告知）にもとづく告知として、貴社に届け出ている氏名、住所を告知します。

※ 本告知書は、所得税法の定めによりご提出いただくことが必要となるものです。

※ 当社の提供する FX 取引（外国為替証拠金取引）は、店頭デリバティブ取引であるため、お客様は所得税法 224 条の 5 にもとづく告知書を当社にご提出いただく必要がございます。

※ 当社は、本告知書を当社ウェブサイトにてお客様にご確認いただくこと（電磁的方法）により、告知書の受入れとさせていただきます。